

部活動に係る活動方針

八戸市立白山台中学校

1 部活動の目的

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとして、学校教育の一環として行われるものである。

本校については、部活動を通して、技能や知識の習得の他、生涯にわたってスポーツや芸術・文化に親しもうとする態度を養うとともに、心身の健康の増進、好ましい人間関係の形成や社会性等の育成を図る。

2 運営方針

- (1) 部活動の目的や指導方針、望ましい休養日や活動時間等について、全教員で確認し、共通実践を推進する。
- (2) 部活動は全教員が担当し、一人の顧問に負担が集中しないように役割を明確にするとともに、協力して運営・指導にあたる。
- (3) 部活動の活動方針、各部の年間計画や活動計画について、保護者や地域住民に対して周知し、理解と協力が得られるよう努める。
- (4) 生徒の安全を第一に考え、施設・設備等の安全点検を行うとともに、大会等の引率時における生徒の把握、活動時の安全確認等についても十分に配慮する。
- (5) 生徒の休養日及び活動時間等については、生徒の発達段階を考慮するとともに、「八戸市中学校運動部活動の指針」に準じ、本校では以下のよう
に定める。

① 休養日について

ア 学期中の扱い

- ・週あたり2日以上
の休養日を設ける。
- ・平日は1日以上
- ・土日のいずれか（3連休でもいずれか1日を休養日とする）

※大会参加で土・日曜日の両日活動した場合は、翌週のできるだけ早い平日に休養日を設け、振り替える。

- イ 長期休業中の扱い
- ・土日のいずれかを休養日とし、週の活動時間を16時間以内とする。
 - ・長期休養期間を下記のように設け、活動を行わない。
8月13日～ 8月16日
12月29日～ 1月 3日

- ウ 冬季スポーツの扱い
- ・週あたり2日以上休養日を設ける。

- エ テスト期間は部活動を行わない。ただし、県大会などの上位の大会が定期考査直後に控えている場合で、生徒及び保護者からの要請を受け、顧問が同意した場合に限り、校長の判断のもと1時間程度の活動を行うことができる。その場合は生徒の体調や学習時間の確保に十分に配慮する。

② 活動時間

- ア 平日の活動時間は、2時間程度とする。

- イ 休業日の活動時間は、3時間程度とする。

- ウ 長期休業の活動時間については、休業日の活動時間に準じて、3時間程度とするとともに、週の活動時間を16時間以内とする。

- エ 4月から9月の活動終了時刻は午後6時15分とし、退下完了時刻は午後6時30分とする。また、10月から3月の活動終了時刻は、午後5時45分とし、退下完了時刻は午後6時とする。

- オ 原則として、時間を延長しての活動は行わない。

◎但し、生徒及び保護者からの要請を受け、顧問も同意した場合、校長の判断のもと、以下の場合に限って時間を延長しての活動を可能とする。

- ・運動部については、中学校体育連盟が主催する夏季・秋季大会の前2週間を強化週間（延長期間）とする。夏季・秋季については、1週目を5時間授業、2週目を短縮授業として活動時間を普段よりも多く確保し、最終退下時刻は18：30とする。
- ・吹奏楽部については、吹奏楽コンクール・アンサンブルコンテストの前2週間を延長可能とし、その場合、4月から9月の活動終了時刻は午後6時45分とし、退下完了時刻は午後7時とする。また、10月から3月の活動終了時刻は午後6時15分とし、退下完了時刻は午後6時30分とする。
- ・延長を行った場合は、大会後に十分な休養を確保する。

- カ 朝練習は行わない。

③ 練習試合や大会・コンクール等への参加

- ア 年間を見通して、生徒の学習や生活等への影響、保護者の負担等に

十分配慮し、練習試合の実施回数や、参加する大会・コンクールの数を精査する。

イ 練習試合や大会・コンクール参加への交通手段は、公共交通機関、貸切バス・タクシー等の利用、もしくは、保護者の自家用車を原則とし、教職員が生徒を自家用車に同乗させて移動することを禁止する。

3 指導方針

- (1) 生徒による自主的・自発的活動が促進されるよう、生徒個々に目標や課題をもたせ、目標達成や課題解決が図られるよう支援する。
- (2) 生徒の健康に考慮し、本校で定めた休養日や活動時間等を厳守するとともに、過度な活動内容とならないよう配慮する。
- (3) 豊かな人間性や社会性を育むため、生徒の努力を認め、励ます、肯定的な指導と、コミュニケーションを大切にしたい指導に努める。
- (4) 体罰は絶対に許されない行為であることを十分に意識し、生徒に対して肉体的・精神的苦痛を与えることや、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント、生徒の人格を否定するような発言等は絶対に行わない。
- (5) 外部指導者を活用する場合は、市中体夏季大会以降に校長の承認を得るとともに、「部活動に係る活動方針」および別に定める部活動外部指導者（コーチ）に関する規定に沿って指導が行われるよう、共通理解を図る。

*外部指導者としての委嘱状の交付及び保険への加入以前に外部の者が指導にあたることを絶対にならないようにする。

*外部指導者が活動指針にそぐわない活動をし、校長が、不適任と認めた場合、当該指導者を解任できる。

4 本年度設置される部活動

(1) 常設部

運 動 部	陸上競技部
	野球部（女子も入部可）
	サッカー部（女子も入部可）
	ソフトテニス部（女子のみ）
	卓球部（男子のみ）
	バレーボール部（女子のみ）
	バスケットボール部（男・女は別活動）
	バドミントン部（女子のみ）
	剣道部
文 化 部	吹奏楽部
	総合文化部

※特に記述がない部は男女が一緒に活動

(2) 特設部

- ・アイスホッケー愛好会
- ・スピードスケート愛好会
- ・フィギュアスケート愛好会
- ・体操愛好会
- ・水泳愛好会

5 顧問が運営・指導する際の留意点

(1) 年間活動計画及び毎月の実施承認願・実施届の作成にあたっては、次の点に留意する。

- ① 年間活動計画については、学校で策定する「部活動に係る活動方針」をもとに作成するとともに、校長の承認を得て保護者に説明、配付する。
- ② 実施承認願・実施届については、毎月20日をめどに作成し、校長、教頭から承認を得る。また、承認を得た実施承認願・実施届の原本は、週毎に実施の有無がわかるように押印する。月終了後は、事務に原本を渡し、ファイルに綴じて保管する。

(2) 顧問は、毎月25日をめどに、生徒・保護者に翌月の活動予定表を配付する。

(3) 部活動の必要経費を保護者から集金する際は、支出目的を明確に示すとともに、学校徴収金に準じて厳正に取扱い、会計報告書を校長並びに保護者に提示する。

(4) 顧問は、外部指導者を活用する場合、練習日程や活動内容等について、共通理解を図りながら指導にあたる。

(5) 顧問は、生徒の活動に立ち会い、直接指導または見守りをするのが原則であるが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合は、管理職の承諾のもと、他の教員に協力を依頼し、活動内容を伝達する。

(6) 顧問は、生徒の安全面を考慮し、練習場所及び使用する設備・器具等の安全点検を行うとともに、完全退下時刻を厳守する。

(7) 顧問は、練習前や練習中の生徒の健康状態を確認しながら指導にあたる。また、部活動中に、生徒がけがをした場合は、管理職及び養護教諭に報告するとともに、保護者へ連絡する。必要に応じて応急手当を行う。

6 部の編成・組織・体制・運営

(1) 本校の生徒は、いずれかの希望の部（常設部・特設部）に所属し、年間を通して活動することを奨励する。

* 愛好会に所属しながら部活動への加入も可とする。また愛好会のみのも活動も可。

(2)部の結成組織会は5月末までに行う。

- ①新学期始めに新生に部活動紹介をし、学年・学級担任が入部選択の指導を行う。
- ②見学期間・入部調整（現状の希望数確認）・正式入部の順で入部を決定する。なお正式入部は「入部届」を部結成時に顧問へ提出して完了とする。
- ③見学期間は、月曜日から金曜日までで、退下時刻は17時30分とする。春季大会参加については、顧問の指示に従う。
- ④入部時において、保護者同意の「入部届」を提出させ、身体の状態等を把握する。
- ⑤入部後、部活動の悩み、苦情等に関しては、学級担任・顧問が個別の面談及び指導にあたる。
- ⑥転部について
 - ・入部が決定したあとは学年の進級にかかわらず、転部しないことを原則とする。
 - ・やむを得ない事由で転部を希望する生徒に対しては、学級担任・顧問（新旧）・生徒で十分な話し合いを持ち、保護者とも連携を取って適切な措置（転部届提出）を行い、校長の承認を得る。
- ⑦校外活動に専念したい場合、当該生徒・保護者・学校長で面談・相談を行い、本校の部活動への所属の可否を決める。

(3)部活動および愛好会顧問一覧

部活動名	顧問名	部活動名	顧問名
陸上競技部	山田、齋藤、寺下	剣道部	里村、川村有
野球部	柏崎、萩原、(磯邊)	吹奏楽部	中川、丸岡、(相澤)
サッカー部	佐々木、長久保	総合文化部	市澤、小林
テニス部	菰田、小峠	ホッケー	磯邊、菰田、里村
卓球部	工藤、大久保	スピード	佐々木
バレーボール部	小畑、軽米	フィギュア	(今年度部員なし)
男子バスケ部	前島、稲津	体操	(今年度部員なし)
女子バスケ部	前島、佐藤、藤田	水泳	相澤
バドミントン部	川村昌、坂田		

(4)ユニフォーム購入ローテーション P T A部活動後援会計より執行

1	野球	H 2 2 年度済	H 2 8 年度済
2	サッカー	H 2 2 年度済	H 2 9 年度済
3	バレーボール	H 2 4 年度済	H 3 0 年度済
4	ソフトテニス	H 2 5 年度済	H 3 1 年度済
5	男子バスケ	H 2 6 年度済	H 3 1 年度 (半分)
6	女子バスケ	H 2 6 年度済	令 2 年度
7	卓球	H 2 7 年度済	令 3 年度
8	バドミントン	H 2 8 個人負担	令 4 年度 (用具)
9	陸上	のため無し	令 5 年度
10	剣道	H 2 8 年度済	令 6 年度

(5) 活動場所

- ・ 体育館（柔剣道場）、グラウンド、テニスコート、学年ホール、1・2 F 廊下、教室を主たる活動場所とする。
- ・ 階段、ホール、教室でのボールを使った練習やランニングは禁止する。
- ・ 校地外周および一般道路歩道、校地ロータリー、校門登りスロープでのランニングは行わない。
- ・ グラウンド隣接の遊歩道坂道での練習は顧問が直接安全管理できる場合のみとする。
- ・ 学区外における練習や練習試合の際は野外活動届の提出と校長の承認を必要とする。
- ・ 会議室、にぎわいホールは部活では使わない。
- ・ 体育館ステージでボールを使わない。

(6) 諸届の種類と手続き

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| ・ 年間活動計画 | 顧問→校長→保護者（各部保護者会結成時） |
| ・ 実施承認願・実施届 | 顧問→生指→教頭→校長→事務（毎月20日） |
| ・ 部活動予定表 | 顧問→保護者（毎月25日） |
| ・ 野外活動実施届
（校外での活動時） | 顧問→校長決済→市教委文書発送
（1週間前までに提出） |
| ・ 部活動延長申請書 | 保護者→顧問→校長（延長2日前までに提出） |

(7) その他

- ・ 部活動ごとに毎日部活動出席簿を記入する。部活動出席簿は職員室所定の場所に戻す。
- ・ 貴重品は部ごとに管理する。各自持ち物は活動場所へ持っていき、再び教室に戻らない。
- ・ 用具の管理、後始末は確実に行う。
- ・ 休業中の活動では部長が部活動の開始終了を日直者に報告し、所定の日誌に必要事項を記入する。
- ・ 学校での部活動、各種大会、練習試合の服装は、学校指定の服装か各部活動で指定した練習着とする。
- ・ ローラー、砲丸の使用ならびに各部で危険を伴う技能は顧問教師の立ち会い指導のもとで行う。
- ・ サッカーゴール等、生徒が負傷、物損する危険がある備品の移動は顧問の安全確認のもと行う。

7 部活動運営予算の執行規定

(PTA部活動後援会費から負担される内容について)

(1) 参加費 (参加料)

- ア. 中体連が主催・共催する大会 (夏季・秋季・春季等)
- イ. 中体連が主催または共催の大会を勝ち上がった県・東北・全国大会
- ウ. 文化部においては、県大会および地区大会、コンクール等

* 中体連「後援」大会やその他大会の参加費 (参加料) については受益者 (各部・個人) の負担とする。

* 支出伺用紙の部活動運営費より負担されます。必要事項記入・添付し担当者まで提出してください。

(2) 交通費

① 支給対象となる大会は (1) のイ・ウに該当する大会、コンクール
* 八戸市内の移動に関しては支給対象としない (各部・個人で負担)

② 支給対象となる者 (人数)

- ・ 団体種目：顧問＋外部コーチ＋当該大会の出場「登録選手」人数分
- ・ 個人種目：顧問＋外部コーチ＋代表権 (出場権) を得た人数分

* ただし、1人または1ペアのみの出場の場合は練習補助として1人または1ペアを同行させることができる。この時の同行者の交通費も支給対象とする。

* 多人数の際は交通機関を吟味検討し可能な限り費用削減に努めること (バス使用見積もり等)

* 対象者以外の交通費は受益者 (各部・個人) の負担とする。

(3) 宿泊費

① 生徒の宿泊費は全て自己負担とする。(宿泊費には夕・朝食費を含める)

② 顧問および外部コーチの宿泊費のうち、(1) のイ・ウに該当する大会、コンクールについては、PTA 部活動後援会費が負担する。その他の大会については受益者 (各部・個人) の負担とする。

(4) 昼食費・栄養費

① 支給対象となる大会は (1) のイ・ウに該当する大会、コンクールで、宿泊を伴う場合の2日目以降とする。

② 支給対象者は (2) の②に該当する者とする。金額は昼食費 (800円)、栄養費 (500円) を上限とする。

(5) 協会・団体への登録料・加盟料

① 団体、顧問 (監督)、外部コーチに係る登録料、加盟料は PTA 部活動後援会費が負担する。

- ②生徒個人の登録料や加盟料は自己負担とする。
- (6) その他の費用

(1) ア・イ・ウに該当する大会において以下については PTA 部活動後援会費が負担する。

- ①大会プログラム：顧問＋外部コーチ＋生徒用 1 部
- ②県大会等記念バッチ：当該大会の出場登録選手数分
- ③その他の費用については、校長が了承した場合。

(7) 経費請求・精算について

- ①予算支出伺書に記入し、大会要項と共に教頭に提出→校長承認を受ける。
- ②大会後、速やかに精算処理し、決算書を提出する。
- ③愛好会についても部活動に準じた経費の執行を行う。

8 野外活動規定

(1) 野外活動の許可条件

次の条件を全て満たしている場合、野外活動を許可する。(諸大会も含む)

- ①活動時間、回数、日程など配慮され、生徒の心身及び経済面で過負担でないこと。
 - ②教育課程上、学校の教育活動に支障のない計画であること。
 - ③本校教員の指導監督下であること。
 - ④市外での活動は、保護者が承諾していること。
 - ⑤適切な輸送計画であること。
- *本校主催の強化合宿は原則として認めない。

(2) 野外活動の申請手順

- ①計画立案
- ②活動実施に関する伺い(教頭・校長)
- ③保護者承諾(参加の可否、自己負担金額、現地集合・解散時の保護者送迎等の可否)
- ④計画(大会要項・引率計画)書、野外活動届、予算支出伺書等の提出
担当者→教頭→校長

(3) 野外活動時の輸送について(適切な輸送)運営方針(5)③のイ参照

- ①公的な輸送機関を利用すること。指導者の車への同乗は認めない。
- ②現地集合・解散は、保護者等による安全が確保されている市内活動の場合に認める。
- ③市外活動でも状況により現地集合・解散を認めるが、保護者の承諾と校長の承認を得ること。

9 部活動外部指導者（コーチ）に関する規定

（1）委嘱条件

本校の部活動の充実及び安全のため、次の両方にあてはまる場合には校長、顧問及び部に所属する保護者の同意を得たうえで部活動外部指導者（以下コーチとする）をおくことができる。

- ①顧問が外部指導者による技術指導を必要としている場合。
- ②部員数が多く、顧問だけでは活動全体に目が行き届かない場合。

（2）推薦・委嘱・解任

当該部活動の外部コーチ推薦を受け、校長がコーチとして適任と認めた場合、市中体夏季大会（県大会）終了後に委嘱状を発行し、コーチを委嘱する。コーチについては、下記のとおり規定する。

- ①資格
 - ・本校部活動の目的、指導方針を理解し、遵守できる者。
 - ・20歳以上の社会人とする。
（本校の卒業生であっても学生の場合認めない。）
- ②任期
 - ・市中体夏季大会（県大会）終了後から翌年度の市中体夏季大会（県大会）までの1年を任期とする。
 - ・任命時に委嘱状を発行する。
- ③指導内容
 - ・当該部に係わる技術指導と安全指導。
 - ・指導計画や生徒の心構え等、実際の指導にあたっては、顧問と相談のうえ安全面及び部内の人間関係等に配慮して行うこと。
 - ・顧問不在の日は、原則として部活動停止とし、コーチのみでの活動は行わない。
- ④指導時間及び活動場所
 - ・本校、部活動指針に従うこと。
- ⑤解任
 - ・校長が不適任と認めた場合、当該コーチを解任できる。
- ⑥その他
 - ・保険に加入、保険料は部活動後後援会費で負担する。
（PTA安全互助会の準会員加入および賠償保険）
 - ・大会参加における交通費、宿泊費ほかの費用負担については部活動運営予算の執行規定による。